

議会の窓



9月定例会

令和6年第3回鶴田町議会定例会が、9月2日から9月11日までの会期10日間で開かれました。

今定例会では、令和5年度一般会計ならびに特別会計の決算（2～3ページ）を含む、議案25件について審議が行われ、原案どおり議決（可決16件、認定7件、同意2件）されました。

議決された議案

議案第45号	令和5年度鶴田町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第46号	令和5年度鶴田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第47号	令和5年度鶴田町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
議案第48号	令和5年度鶴田町第1財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第49号	令和5年度鶴田町第2財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第50号	令和5年度鶴田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第51号	令和5年度鶴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第52号	令和6年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案
議案第53号	令和6年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第54号	令和6年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第55号	鶴田町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例案
議案第56号	鶴田町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第57号	鶴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第58号	鶴田町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第59号	鶴田町の公の施設の指定管理者の指定について
議案第60号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第61号	西北五環境整備事務組合規約の変更について
議案第62号	西北五環境整備事務組合の解散について
議案第63号	西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分について
議案第64号	つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
議案第65号	鶴田町教育委員会委員の任命について
議案第66号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第67号	鶴田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議員提出議案第2号	鶴田町議会委員会条例の一部を改正する条例案
議員提出議案第3号	鶴田町議会会議規則の一部を改正する規則案

一般質問

9月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

瀬戸 弘之 議員

所属会派 共有会

①火災で被害を受けた方への対応について

町内で火災が発生した場合、焼け残った廃材等の処理費用は自己負担と聞いております。

町で廃材処理にかかる費用の一部助成があってもよいのではと考えますがいかがでしょうか。

また、焼け出された被災者に対し、町営住宅等の提供はできるものでしょうか。町の現状と今後の考えをお聞かせください。

答弁Ⅱ町長

①火災で被害を受けた方への対応について

町では、住宅が全焼となった場合、被災者に火災見舞金を届け、被災見舞いの意を表しています。

一般的に、住宅火災は柱や梁などが焼け残ることから、大部分の被災者が建設業許可業者または解体工事登録業者などに解体処理を依頼し、その費用を負担しているものと認識しております。

不測の事態の備えとして火災保険や火災共済があり、建物や家財の焼失に対する損害保険金のほか、焼け残った建物や家財の後片づけなどに対する費用保険金が附帯されているものもあります。

当町においては、直近15年間で

発生した住家火災27件のうち保険等の請求に要する罹災証明書の発行が23件でしたので、85%が火災保険等に加入してあったと推測されます。

町としては、火災のみならず、増加傾向にある自然災害での経済的負担を軽減し、早期に生活を再建するためには、火災保険等への加入などといった自助による備えが重要であることを周知してまいりたいと考えております。

また、町営住宅の入居については、通常は入居者を公募し、応募者多数の場合は抽選で入居者を決定していますが、災害による住宅の滅失等があった場合は、公募を行わず入居させることができます。本人が入居を希望し、なおかつ町営住宅に空きがある場合は、優先的に入居に向けた手続きを取らせていただきます。

（再質問）

昨今の物価高で生活が逼迫している中で、保険の加入率を上げるのはなかなか難しいと思います。

もう一つ、町営住宅に入居の際、例えばボイラー、レンジ、照明器具などの備品は入居者が揃えるようになっていたかと思えます。被災された方々が町営住宅に入居する場合も自己負担しなければならぬのか、お聞かせください。

答弁Ⅱ住民環境課長

最初の質問での一部助成についてはあくまでも一部の助成です。で、焼け残った柱、梁等の片づけ、解体処理を賄う費用としては不足することが予測されます。

そこで、火災保険は万が一の事態に備える相互扶助の制度です。で、自分の財産を守るため、ぜひ加入していただくよう町も働きかけていきたいと思っております。

答弁Ⅱ建設整備課長

住宅に入居した際の備品の件ですが、住宅にはボイラーやガス台、場合によっては浴槽などがついていない住宅もあります。町営住宅の家賃については、入居者が災害により著しい損害を受けたときは、減免または免除を受けることになっておりますが、備品については保険に臨時費用が附帯している場合もありますので、そちらを適用して備品の準備をしていただければと考えております。

長内 勝靖 議員

所属会派 幸志会

①空き家対策について

適切な管理が行われていない空き家が、防災・衛生・景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼしています。

その空き家に、行政からの指導、命令を出したことがあるのか。また、「管理不全空き家」や「特定空き家」に指定したところはあるのかお知らせください。

②子育て支援について

移住者を増やすためにも、近隣市町村でも行っていない3人目から100万円を支給する制度を復活させ、町の魅力を上げてはどうでしょうか。

答弁Ⅱ町長

①空き家対策について

当町における空き家は現時点では310件で、調査を開始した平成27年度末時点の266件との比較でも44件、約1.2倍に増加しています。

町では、これまで空き家に対する指導や命令を出した実績はございませんが、早急な対応が必要な空き家の財産管理者等に対し、空き家適正管理通知を送付し、空き家等の適正管理を促す対応を取っており、その件数は延べ124件となっております。過去5年間では空き家適正管理通知に対し、約4分の3の事案については対応していたのではないのが現状です。

なお、昨年法律の改正により、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空き家になる前の段階から空き家の適切な管理が図られるよう、管理不全空き家に対する措置が新設されたことにより、特定空き家の状態になる前の段階から指導や改善を促すことが可能となりました。これによって、市区町村から勧告を受

けた管理不全空き家は、特定空き家と同様に敷地に係る固定資産税の軽減措置の適用を受けることができなくなるものです。

町では、これまで特定空き家や昨年度新設された管理不全空き家の認定の実績はございませんが、今後は制度も活用しながら、効率的、効果的な空き家対策に努めてまいりたいと考えています。

②子育て支援について

町では、平成4年度から児童育成支援金条例により、3子目以降の子供を持つ世帯に、誕生から中学卒業までの間に100万円の支援金を支給してきました。その後、令和4年度からは、少子化の進行により、子供の数が少なくなっている状況を踏まえ、1子目の子供を持つ世帯から支援することとし、児童育成支援金条例に代えて、新たに誕生祝金支給条例により、子供1人について祝金10万円の支給を始めました。

厳しい財政状況ではありますが、子供を産み育てやすい環境の整備、充実、魅力あるまちづくりや人口減少対策にもつながる重要な取組であることから、町独自の一人一人の子供の成長過程に応じた保育、教育、医療など、子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図る施策を拡充してきました。

各事業の内容は、誕生祝金、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化が、3歳から5歳児の副食費無償化、乳幼児から高校生までの医療費無償化、小中学生の給食費無償化、小中高生生のインフルエンザ予防接種助成など令和6年度当初

予算ベースで、合計約1億2,134万円の事業費を一部に県補助金等を充当し、計上しているところですが、

さらに、今定例会の一般会計補正予算案に県の8割の学校給食費等子育て支援交付金を充当し、小中学生に対する教材費の助成、修学旅行費の助成、新入学準備費の助成で、合計約2,365万円の事業費も計上しております。

これらにより、単純に1人当たり置き換えた額であります。誕生から高校卒業までの間におよそ260万円の支援ができることとなります。

なお、3子目以降の子供を持つ世帯への支援については、国による児童手当の拡充において、10月から、これまでの倍額の支給額にすることが予定されています。

(再質問)

空き家対策については、特定空き家や管理不全空き家に認定されると、固定資産税の減額措置が受けられなくなるといふ制度を使いながら、持ち主に解体等を促しているように取り組んでいってほしいと思います。

次に、子育て支援について、近隣市町村と同じこと、また国の支援は全国どこでも一緒なので、鶴田町の独自性をアピールして、町の魅力をどんどん広げ、移住者や人口を増やすことに力を注いでほしいと思っております。

答弁Ⅱ町長

子育て支援について、町独自の

施策をアピールするということは、私も庁議の中でパンフレットやポスターを作り、もっと外にアピールし、移住・転入に結びつけていきたいという思いで、職員に対して指示をしております。

答弁Ⅱ総務課長

空き家に関する再質問ですが、これまでも適正管理通知により対応いただいていたところや、中には解体までやっていただいたところもあります。今後は法律の改正に伴う制度も併せて、町としてもより効果的な空き家対策に努めていければと思っております。

佐藤 剛 議員

所属会派 鶴翔クラブ

①今後の労働力の減少問題と廃校の活用について

1) 労働力の減少対策として、外国人技能実習生を受け入れてはどうか。
2) 廃校の利活用として、旧富士見小を外国人技能実習生の宿泊研修施設として改装し、活用できないか。

答弁Ⅱ町長

①今後の労働力の減少問題と廃校の活用について

初めに、労働力の減少対策についてですが、町では、第6次総合計画で、若い世代から選ばれるまちづくりを全体の柱とし、農業振興、商工業振興では、時代に対応した産業振興と人材確保を主要施策とし、新規農業者育成総合対策、

スマート農業技術の導入、就業や起業、事業継承、生産性向上のための設備投資など、継続して支援に取り組んでいるところです。

県内の在留外国人の中でも技能実習生の増加が顕著な状況から、外国人技能実習生の受入れを検討する町内事業者の方もいるかもしれませんが、技能実習は本来労働力として雇用するための制度ではなく、開発途上地域等への技術移転は知識の移転による国際協力を目的とし、労働力として雇用するための制度ではないということで、全国的にトラブルも多くなっています。

外国人労働者を実際に受け入れるのは、事業者、企業ですので、例えば農業分野では、外国人材の受入れ相談窓口がある日本農業法人協会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会などの監理団体とよく相談しながら進めることが必要と思われまます。

町としては、外国人に限らず、民間事業の労働者雇用については、直接携わることでありませんで、労働力の確保、新たな雇用、起業が生まれる環境づくりの施策を継続しながら、人の交流や仕事の交流が活発になるよう支援体制を整えるとともに、状況に応じて情報提供や相談対応を充実してまいりたいと考えております。

次に、廃校の利活用についてですが、当町の廃校施設は令和2年4月に町内6つの小学校の統合に伴い、令和元年度末をもって閉校した小学校のうち、リース契約による校舎であった旧鶴田小学校を

除く5つの小学校が廃校施設となりました。

これに先立って、町では平成30年に廃校施設等活用基本方針を策定し、閉校後の施設の利活用について方針を定め、町が利活用していくこととした旧水元中央小学校を除く4校は、売却することとなりました。町では、この基本方針に基づき、各廃校施設の売却を進めてまいりましたが、旧富士見小学校・旧梅沢小学校については、売却に至っていない状況です。

統合小学校建設に当たっては、財源として元利償還時の財政措置が大きい有利な起債を活用しており、その要件をクリアするためには、今年度中にいずれかの小学校を売却もしくは除却することが必要となります。

廃校の利活用について全国的な事例を見ますと、外国人技能実習研修施設として活用されている事例もあるようですが、町としては、まずは借入れした起債の要件をクリアすることを最優先に、廃校施設の売却に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

澁谷 正行 議員

所属会派 政心会

①地域の農地利用地域計画の作成について

新たな「農業経営基盤強化促進法」では地域の10年先を見据え、地域の話し合いに基づいて農地1筆ごとに誰が利用するのか明確に地図を作り、地域計画の作成が必

要とされています。「地域計画」の作成状況について伺います。

答弁 町長

①地域の農地利用地域計画の作成について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、従来の「一人農地プラン」が「地域計画」として法律に基づく取組になりました。地域計画は将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づき、まとめる計画です。

今後、高齢化や人口減少により、農業従事者の減少や利用されない農地が増えることが心配されるため、これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地が今後も利用されるよう、地域計画を令和7年3月末までに策定することが定められており、当町においても現在作成を進めています。

作成作業は、令和5年度から着手し、これまでは既存の人・農地プランの策定地域を参考としながら、農家の皆さんの農業経営に関する今後の意向等についての調査や、当町における農業の将来の在り方、農業が行われている地域等の区域、その他農地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について話し合いを行っております。また、農業委員会の協力も得ながら、農地の出し手、受け手の意向等を把握し、目標地図の素案を作成している段階です。これら協議の結果を踏まえて地

域計画案を取りまとめ、県および青森農業支援センターなどの関係機関からも意見を聞きながら、目標地図を含む地域計画を令和7年3月末までに策定していく予定となっております。

(再質問)

減少に歯止めがかからない、鶴田の農地をどうするのか。各農業団体などと話し合って、10年後、20年後、どういうビジョンを描くのか。それに対して今現在何をすればいいのか、いわゆるバックキヤスティングで方向性を決めることがベストな形だと思っております。鶴田町の農業を守っていくには、自ら農業者団体と話し、意向を聞きながら、地域計画をつくるべきだと考えます。

町長は今まで農業団体や若い人たちと膝を交えた話をどのぐらい持ちましたか。

答弁 町長

まず農家の意向調査を全部やって、それを基にしながら、今計画づくりをしている状況です。

各団体との話し合い、もちろん農業委員会とは話し合いをし、協力を得ながら進めていっているものとは私思っていますし、それぞれの農業団体については、総会の際に懇談の場がございますので、私あるいは担当課長が出席するようになっています。

答弁 農業振興課長

これまでは各個人農家とのやり取りでしたが、これから先を見据える計画ですので、ご提案のあつ

た各団体や若い農業者等とたくさん協議をして、農地の集積、集約等も含めながら、未来の地図を描いていきたいと思っております。

(再々質問)

人口の減少、農家の減少、担い手の減少、このままで鶴田の農業は本当に持続可能なのか、私は非常に心配をしております。

町長の農業、農政に対する本質や本気度をお聞かせください。

答弁 町長

農業は、町の基幹産業でございますし、高齢化し農業から離れる人もこれから増えていって、結局農地が自分たちで作れない。そこを、10年後、20年後はつきりさせて、これからの若い人が農地を利用しやすいようにしていくのが、今回の地域計画だと私は思っています。この地域計画を農業者等の意見を聞きながら完成させて、それに向かつて実践していくということが大切だと思っています。

一戸 雅人 議員

所属会派 幸志会

①当町の財政状況について

災害時に対応できる一定の基金を保つ必要があると思いますが、当町の財政調整基金は、令和5年度の決算状況ではどのくらいになるのか。また、経常収支比率は、近隣町と比べても高いと感じますが、要因は何か。今後の予算編成に向かつては、

補助費等を含めた単独事業を見直し、最小の経費で最大の効果を上げる創意工夫が必要だと思います。町長の思いをお聞かせください。

②子ども達の子育て環境について

当町は、県民スポーツ大会では連続優勝、今年度は準優勝とスポーツの町でもあります。これも中学校からのスポーツに接する環境があるからだと思えます。

町としては、部活動指導員の採用や外部指導員、町スポーツ協会への更なる支援が必要でないか。

また、学校運営に関しては、学校運営協議会を設置し、地域と学校が連携して、地域とともにある学校づくりを目指しておりますが、小学校の運動会の低学年が午前、高学年が午後の二部制について、教育長はどのように感じておりますか。

答弁 町長

①当町の財政状況について

町の財政調整基金の残高は、令和4年度末で約8億8,651万円、令和5年度末では約9億2,889万円となっています。

財政調整基金の残高を県内40市町村の順位で見ると、令和4年度末時点で31番目、その他を含めた基金全体では39番目です。

想定外の災害が発生した際には、緊急的かつ応急的な対応に係る費用の財源として、一定の基金残高を確保する必要がありますので、今後とも様々な行政需要に応えつつ、中長期的な観点から、基金残高確保に努めてまいります。

一方、経常収支比率は高いほど財政の硬直化が進み、自由に使えるお金が少ないことを意味するもので、令和4年度が95・2%、令和5年度が93・8%で、いずれも近隣町と比較すると高い状況で推移しております。性質別の内訳では、扶助費及び補助費等が高く、扶助費については、子ども医療給付費や保育料無償化事業等の町単独事業が、補助費等については、一部事務組合への負担金や下水道事業会計への繰出金等が主な要因と考えられます。

町としては、これまでも経常収支比率はもとより、各財政指標を分析しながら財政の健全化に努めてまいりましたが、今後とも既存の事務事業の見直しを含め、選択と集中により、限られた財源を有効に活用し、地方自治の本旨であります最少の経費で最大の効果を上げるべく、努力してまいりたいと考えております。

答弁Ⅱ教育長

②子ども達の子育て環境について

小中学校のスポーツ環境への支援についてですが、昨年度、中学校においては、国と県の補助事業を活用し、陸上競技部に4名、ソフトテニス部に3名の部活動指導員を配置し、年間総額58万8千円を報酬として支払っており、そのほか町内にある小学生対象のスポーツクラブに対しては、加入児童数により謝金の交付人数を設定し、指導者1人当たり2万円を交付しております。

また、町スポーツ協会に対しては、各単位スポーツ協会助成金、

町民体育まつり助成金、県民スポーツ大会助成金、県民駅伝競走大会助成金として、総額約759万円を助成しております。

今後、中学校部活動の地域クラブ化への移行を進めていく中で、こういった支援が有効なのか、町スポーツ協会と協議しながら検討していきたいと考えております。

また、学校運営については、学校と地域が協働して未来を担う子供たちの成長を支えることを目的に、昨年度学校運営協議会を設置しました。9月半には、学校が現在抱えている課題や地域住民として望むこと、さらには誰にどのように参加していただくかを会議で話し合う予定です。

教育委員会としては、年齢や立場に関係なく、地域の方に学校に来ていただく、子供たちと交流できる環境を学校運営協議会の協力を得て、整えていきたいと考えております。

小学校の運動会についてですが、地域の方に教育活動の様子を知っていただく行事として運動会には大きな意義があります。さらに、運動会等全学年一斉に行う行事は、高学年児童が運営や競技発表等で活躍する姿を低学年児童が見ることで、高学年、低学年、どちらにも学びがあります。

ただ、児童と参観者、合わせて2,500人以上をグラウンドに入れるには、危険を伴うという判断により、令和3年度から2部制にしております。来年度の運動会については、今後、教職員、保護者の学校評価の結果を基に計画を

進めることとなります。

運動会に限らず、教育活動全般にわたり、その活動が子供たちにどのような教育効果をもたらすのか十分精査した上で計画していただくよう、助言ないしは協力をしたいと考えております。

(再質問)

7年度予算に向かっては、単独事業はスクラップ・アンド・ビルドが必要でないものはない。補助金等については各団体や住民の代表を含めた事業見直しの検討委員会などを開催しながら、進めていきたいと思います。

教育の部分ですが、子供たちを含めながらやる種目いろいろありますので、ぜひ子供たちとも触れあえるような環境づくりという形で、スポーツ協会と連携しながら進めていきたいと思います。

小学校の運動会ですが、町民から見ると、やはり1年生から6年生まで一緒というのが必要だと思えます。グラウンドが小さければ、アスファルトの駐車場があるわけですので、工夫して全員が見られるような環境づくりをぜひ考えていきたいと思います。

答弁Ⅱ総務課長

当初予算はもちろん、各補正予算編成時においても、事務事業の見直しということは、今までも念頭に置いて、それぞれの事業、補助金の効果、有効性も見ながら予算編成をしております。

今後町も町予算編成等の機会を利用しながら、財政の健全化、基

金の積み増しに努めていきたいと思えます。

答弁Ⅱ教育次長

スポーツ協会への支援ですが、各スポーツ団体における大会等を実施しております。また、スポーツ協会からの提案で、ティーボールというピッチャーを置かない形の野球大会も実施していますので、ほかにもスポーツ協会と相談しながら、子供たちのスポーツの活性化のために努力していきたいと思えます。

また、運動会につきましても、小学校の西側駐車場、サブグラウンド、本グラウンド、いろいろな活用方法があると思います。私も1年生から6年生まで全体でできればという思いはありますので、今後学校のほうと相談しながら進めてまいりたいと思えます。

工藤 一雄 議員

所属会派 鶴翔クラブ

①富士見湖パークのペット禁止について

富士見湖パークはペット禁止となっているが、禁止に至るまでの経緯を聞かせてください。

観光客に対してただ禁止するのではなく、積極的にペット連れの観光客誘致の方針に舵を取ったほうが良いのではないのでしょうか。

答弁Ⅱ町長

①富士見湖パークのペット禁止について ペット禁止の経緯ですが、公園内でリードを離したり、粗相した

糞尿をそのまま放置したりするなど、基本的なルールを守らない非常識な行為により、観光で来られた他のお客様からの苦情等が多くなり、公園の巡回や後片づけ作業など、公園内の通常業務にも支障を来すようになったことから、やむなく盲導犬、介助犬以外のペット等は入場をお断りさせていただきました。

他市町においても、同様にペット禁止にしている施設がございますが、ルールを守らず、いまだペットの粗相があることなどを見聞きしており、当町でも皆無ではないのが現状であります。

鶴の舞橋を訪れ、良い思い出を残されるよう、環境面においては特に注意を払い、観光客の皆様を受け入れてまいりたいと考えております。

(再質問)

注意喚起をもう一度しながら、鶴の舞橋は来年、再来年と工事が完成すれば、もったいない観光スポットになっていくと思えますので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いします。

小関 優 議員

所属会派 政優会

①移住者へのサポート体制について

減少する人口を維持するためには、移住してきた方に定住していただく必要があります。移住者が定住を判断するポイントとして重要なことは、住む場所の確保(貸家等の紹介)や様々な困りごとな

どを気軽に相談出来る方がいることだそうです。町の移住者へのサポート体制はどのようになっているのか、お知らせください。

② 中学生大使フットリバー訪問 旅費の個人負担額について

昨年度の中学生大使フットリバー市親善訪問旅費の個人負担額は18万5千円（町補助15万円）で、募集人数20名、参加者は6名でした。物価上昇などにより個々の生活が圧迫されており、子どもたちが中学生大使として参加しにくい状況となっております。

町の未来を担う人材を育成するため、参加しやすい個人負担額に設定する必要があると思います。いかがでしょうか。

③ 冬期間の中学校のスクールバス運行について

数年前から冬期間に中学校のスクールバスが運行されていますが、部活動に参加すると、帰りのスクールバスがないとのこと。子どもたちが部活動に取り組みやすいように、スクールバスを増便する必要があると思います。いかがでしょうか。

答弁 町長

① 移住者へのサポート体制について

当町では、県の青森移住交流推進協議会や東京交通会館にある青森暮らしサポートセンターなどと連携して、町の各種支援内容を情報共有し、町外からの移住者に対してサポートを行っています。

移住希望者が移住先を決める際

の住まいの情報については、五所川原圏域空き家バンクのホームページを紹介しており、その中には町内不動産の賃貸物件や売買物件が掲載されています。

また、住まいに関する支援として、移住定住促進交付金については、定住のための住宅を取得した世帯を対象に、新築で10万円、中古で5万円の基本額に加え、県外からの転入には10万円、子育て世帯は子供・妊婦1人につき2万円などを加算して支給しております。また、空き家バンク活用促進事業補助金については、空き家バンクに登録された町内の物件を購入した際に係る費用に対して、改修等は上限30万円、片づけは上限10万円を支給しております。

これらに加え、子育てや医療支援情報、先輩移住者の体験記を掲載したパンフレットを提供するなどのサポートもしております。

答弁 教育長

② 中学生大使フットリバー訪問旅費の個人負担額について

昨年度、5年ぶりに開催できた中学生大使フットリバー市親善訪問の旅費については、議員の質問にあったとおりです。平成30年度までは町の助成が9万円、平成29年度と平成30年度は自己負担が22万円を超える額となっております。このことから、平成31年度に町の助成を15万円に増額したところ、自己負担額が17万5千円となり、17名の参加申込みがありました。新型コロナウイルス感染症の流行により、中止となりました。

今後も保護者の過度な負担とな

らないように、物価等経済状況を見極めながら進めてまいります。

③ 冬期間の中学校のスクールバス運行について

中学校の冬期間のスクールバスは、全期間運行の妙堂崎線、瀬良沢線に加えて、旧鶴田小学校以外の学区の生徒を対象に、令和4年度から実施しております。

現在、冬期間は中学校ではなく、体育センターや武徳館で活動している運動部もあることから、部活動後のスクールバス運行について、まずは朝の便、授業後の便の各利用状況と、部活動の活動状況や近隣のスクールバス運行状況等を確認しながら、検討していきたいと考えております。

（再質問）

移住者へのサポート体制についてです。今の答弁を聞くと、行政だけがサポートを行っているように聞こえました。例えば閉庁日、または平日の夜間、閉庁後の対応は、どのようにするつもりなのか。また、それを行政で対応すべきなのか、お伺いします。

中学生フットリバー訪問旅費についてです。子供たちも家庭の状況が分かるわけで、フットリバーに行きたくても言えないとか、そのような状況があるわけです。もし行きたいのであれば簡単にに行けるような状況をつくってあげる必要があると思います。

答弁 企画交流課長

移住者への休日、夜間等のサポート対応についてですが、現状は

休日、夜間等の対応については、宿日直の方が電話等で対応しており、後日、企画交流課で平日に対応している状況です。

答弁 教育次長

フットリバーの補助の関係ですが、昨年度6人という少ない人数だった原因は経済状況ばかりではなく、5年ぶりということもあると思います。今後の経済状況や今年度の参加状況等も見極めながら、考えていきたいと思っています。

（再々質問）

移住者へのサポート体制についてです。他の市町村等、移住サポートセンターそのものは行政だけで運営するのではなく、民間の団体等を活用しながら、臨機応変に動けるような地域の世話人みたいな人たちが当たっているケースが見受けられます。

それであれば、何かがあったときに夜間、休日でも連絡すればすぐ対応できますので、今後は民間や地域の世話人等と協力しながら、サポート体制を築くことを検討していただきたいと思っています。

答弁 企画交流課長

移住者のサポート体制については、行政だけでなく、町内の民間団体等も確認しながら、今後検討させていただきたいと思っています。

鶴田町の議会を傍聴しませんか？

時間：各日午前9時開始（予定）
場所：鶴田町役場 3階 議場

【12月定例会の開催予定日】

月 日	内 容
12月 5日（木）	開会
12月12日（木）	一般質問・議案審議
12月13日（金）	討論採決・閉会

傍聴を希望される方は、会議当日、庁舎3階議場南側の傍聴席入口で受付してから入場してください。

なお、発熱等、風邪のような症状がある方は、傍聴を自粛するようお願いいたします。

※開催予定日は状況により変更となる場合があります。

■問い合わせ先：鶴田町議会事務局 ☎：0173-22-2111（内線321）